

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）を受けようとする方へ

○一定の取組について

令和3年度分以前にセルフメディケーション税制の適用を受ける場合は、明細書と共に「一定の取組」に関する証明書の添付または提示が必要です。

<証明書の要件>

①健康診査

領収書(原本)または結果通知表の写し

*「勤務先または市区町村保険者名称」の記載が必要です。

②予防接種

領収書の原本または予防接種済証の原本

*インフルエンザまたは高齢者の肺炎球菌感染症等の予防接種に限ります。

③定期健康診断

結果通知表の写し

*「勤務先名称」または「定期健康診断」の記載が必要です。

④特定健康診査（いわゆるメタボ健診）

領収書の原本または結果通知表の写し

*「特定健康診査」という名称の記載または「保険者名」の記載が必要です。

⑤がん検診

領収書の原本または結果通知表の写し

*市区町村名の記載が必要です。

※結果通知表の写しを添付する場合、結果部分を切り取りまたは黒塗りしてください。

なお、任意に受診した健康診断等（人間ドック等）については、一定の取組に該当しません。ただし、任意に受診した健康診断等の結果を保険者や事業主に提出し、それによって定期健康診断や特定健康診査の結果とみなされた場合は、一定の取組に該当します。この場合、保険者や事業主に「特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の所得控除に関する証明書」の発行を依頼してください。

また、上記の<証明書の要件>に該当する結果通知表が用意できない場合も、「特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の所得控除に関する証明書」を添付することによって「一定の取組」と認められますので、詳しくは保険者または事業主へお問い合わせください。